

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2013年7月22日から2013年8月22日までに公布された主な環境法令	…3
	2013年7月22日から2013年8月22日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2013年7月22日から2013年8月22日までの主な行政情報	… 3
	2013年7月22日から2013年8月22日までの主な裁判情報	… 7
	2013年7月22日から2013年8月22日までの主なニュース	…8

「環境法政策を読む」自動車リサイクル法施行状況

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG
中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会
第31回合同会議

自動車リサイクル法の施行状況、自主取組の進捗状況、使用済自動車用鉛蓄電池のリサイクル及び廃棄物処理システム等についての対応状況等、報告、審議が行われた。

□ 平成24年度自動車リサイクル法の施行状況（概要）

（1）自動車メーカー等による再資源化等の実施状況

- ①平成24年度 使用済自動車引取台数 341万台（平成23年度：296万台）
②自動車メーカーの3品目の引取状況

品目	フロン類	エアバッグ類	ASR
引取報告件数	2,816,486	2,157,945	3,194,936

- ③平成24年度 再資源化状況 <リサイクル率(%)>

	シュレッダーダスト	エアバッグ類
基準	30(平成17年度～)、50(平成22年度～)、70(平成27年度～)	85
H24年度実績	93～96.8	93～95

（2）自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況（平成24年度末時点）

引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	合計
43,764	12,509	5,623	1,180	63,076

（3）リサイクル料金の預託状況

- ①平成24年度預託別実績

	新車登録時	引取時	合計
預託台数	5,221,269	140,254	5,361,523
預託金額(千円)	56,050,638	675,455	56,726,093

「環境法政策を読む」自動車リサイクル法施行状況

② 預託台数及び預託金額残高

預託台数(台)	預託金額残高(千円)
76,931,361	821,439,261

③ 輸出返還の状況 (平成 24 年度)

輸出による返還台数(台)	預託返還金額(千円)
1,119,619	13,360,117

(4) 不法投棄対策、不適正保管及び離島対策の状況

① 不法投棄・不適正保管実績 (平成 24 年度末累計)

- ・ 全国の不法投棄・不適正保管車両は、7,340 台に減少 (前年度比 15%減)。
- ・ 100 台以上の大規模案件も減少。(6 件、1,225 台)

② 離島対策の実績

- ・ 平成 24 年度は、83 市町村における、21,653 台の処理に対し、支援を実施。
- ・ 平成 25 年度は、85 市町村における、24,989 台の処理への支援を計画。

□ 使用済自動車用鉛蓄電池のリサイクル (新自主スキームの運用状況)

平成 24 年 7 月本格運用開始の新自主スキームは、平成 25 年 6 月末で排出事業者 (販売店等) が 6,728 件、リサイクル処理量が平成 25 年 1 月以降月平均千トンレベルを維持し、着実に進展している。課題として、離島からの回収方法の検討が挙げられている。

□ 使用済自動車からの廃発煙筒処理システム

平成 25 年 1 月本格稼働した廃発煙筒処理システムにより、6 月までで引取本数 654,847 本、処理重量 64,699kg、処理の残さ重量 6,932kg、残さの再生利用重量 6,422kg、処理に伴う回収熱量 4,327,301kcal の実績があがっている。処分費用を内部化したため、発炎筒の販売数が減った場合はシステムを見直すことになっている。そのような問題は生じていないが、引き続き販売状況等を注視していく必要があるとしている。

【委員からの主な意見】

○ 廃自動車リサイクル料金を各社値下げしてきているが、その算定に際し、料金の前取制度であるため、15 年後の排出時の技術的動向、物価等を見通してリサイクル料金を設定するのが、現行システムで一番大変なところである。

○ 廃バッテリーについて、現在は、鉛相場が高価格を維持しているため、SBRA 自主スキームの処理委託以外のルートに回っているものは有価で取引されており、不法投棄の懸念はないと考えられる。新自主スキームの導入の目的は、継続的かつ安定的なシステムの実現を目指したもので、仮に相場が低迷しても不適正処理の懸念はない。

■ 事業者における留意点

日本 ELV リサイクル機構は、自動車解体事業者の社会的地位向上につながる自動車リサイクル士、自動車リサイクル管理士の制度を発足した。「自動車リサイクル士制度認定講習会」を開催し、講習会受講後の修了試験に合格すると、「自動車リサイクル管理士」の資格が付与される。解体業者に限らず、登録・許可業者数は法施行時から減少傾向が続いており、同制度の発足には解体業界の底上げが期待されている。事業者として、リサイクルの質の向上への要求を認識し、制度、技術等多方面への十分な対応が必要である。